

1. 議事日程

(平成17年第1回安芸高田市議会11月臨時会)

平成17年11月21日
午前10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 認定第2号 平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第4 認定第3号 平成16年度安芸高田市国民健康保険
特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第4号 平成16年度安芸高田市老人保健
特別会計決算の認定について
- 日程第6 認定第5号 平成16年度安芸高田市介護保険
特別会計決算の認定について
- 日程第7 認定第6号 平成16年度安芸高田市公共下水道事業
特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第7号 平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業
特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第8号 平成16年度安芸高田市農業集落排水事業
特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第9号 平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業
特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第10号 平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業
特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第11号 平成16年度安芸高田市簡易水道事業
特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第12号 平成16年度安芸高田市飲料水供給事業
特別会計決算の認定について

- 日程第 1 4 承認第 5 号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例】
- 日程第 1 5 議案第 7 2 号 安芸高田市議会の議員の報酬及び
費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 7 3 号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び
旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 7 4 号 安芸高田市職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 7 5 号 安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 7 6 号 工事請負契約の変更について
【特別養護老人ホーム「かがやき」(仮称)新築工事】
- 日程第 2 0 議案第 7 7 号 平成 1 7 年度安芸高田市一般会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 2 1 議案第 7 8 号 平成 1 7 年度安芸高田市国民健康保険
特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 2 議案第 7 9 号 平成 1 7 年度安芸高田市公共下水道事業
特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 3 議案第 8 0 号 平成 1 7 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業
特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 4 議案第 8 1 号 平成 1 7 年度安芸高田市農業集落排水事業
特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 5 議案第 8 2 号 平成 1 7 年度安芸高田市浄化槽整備事業
特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 6 議案第 8 3 号 平成 1 7 年度安芸高田市簡易水道事業
特別会計補正予算(第 2 号)

2 . 出席議員は次のとおりである。(2 2 名)

1 番	明 木 一 悦	2 番	秋 田 雅 朝
3 番	田 中 常 洋	4 番	加 藤 英 伸
5 番	小 野 剛 世	6 番	川 角 一 郎
7 番	塚 本 近	8 番	赤 川 三 郎
9 番	松 村 ュ キ ミ	1 0 番	熊 高 昌 三
1 1 番	青 原 敏 治	1 2 番	金 行 哲 昭
1 3 番	杉 原 洋	1 4 番	入 本 和 男
1 5 番	山 本 三 郎	1 6 番	今 村 義 照
1 7 番	玉 川 祐 光	1 8 番	岡 田 正 信
1 9 番	渡 辺 義 則	2 0 番	亀 岡 等
2 1 番	藤 井 昌 之	2 2 番	松 浦 利 貞

3 . 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4 . 会議録署名議員

2 番 秋 田 雅 朝 3 番 田 中 常 洋

5 . 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名 (2 2 名)

市 長 児 玉 更 太 郎 助 役 増 元 正 信

収 入 役	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
自 治 振 興 部 長	田 丸 孝 二	市 民 部 長	廣 政 克 行
福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	福 田 美 恵 子	産 業 振 興 部 長	清 水 盤
建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	金 岡 英 雄	教 育 長	佐 藤 勝
教 育 次 長	杉 山 俊 之	消 防 長	村 上 紘
八 千 代 支 所 長	平 下 和 夫	美 土 里 支 所 長	立 川 堯 彦
高 宮 支 所 長	猪 掛 智 則	甲 田 支 所 長	武 添 吉 丸
向 原 支 所 長	益 田 博 志	総 務 課 長	高 杉 和 義
財 政 課 長	垣 野 内 壯	監 査 委 員	上 國 英 登
高 齡 者 福 祉 課 長	沖 野 和 明	保 健 医 療 課 長	川 井 清 登

6 . 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (5 名)

事 務 局 長	増 本 義 宣	事 務 局 次 長	光 下 正 則
議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸	書 記	国 岡 浩 祐
書 記	倉 田 英 治		

~~~~~

### 午前10時00分 開会

松浦議長

おはようございます。

ただ今の出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。

増本事務局長

議長。

松浦議長

増本事務局長。

増本事務局長

諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育委員長より、本臨時会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より3千万円以上1億5千万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。

第3点、監査委員より平成17年8月分・9月分の例月出納検査結果の報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますのでご了承ください。以上で諸般の報告を終わります。

松浦議長

以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

松浦議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、2番、秋田雅朝君及び3番、田中常洋君を指名いたします。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

松浦議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開きご協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長 青原敏治君の報告を求めます。

青原委員長

議長。議会運営委員会の報告をいたします。平成17年第1回臨時会の運営につきまして、去る11月7日及び17日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日1日といたしました。

本臨時会に付議されます案件は、認定11件、承認1件、議案12件、計24件でございます。

議案審議につきましてでございますが、認定第2号、平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定についてから、認定第12号、平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定についての11件は、一括上程の後、質疑討論は省略いたし、議長と監査委員を

除く20名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることとし、その他の案件については、すべて付託を省略することといたしました。

また、議案第72号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から、議案第75号、安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例までの4件及び議案第78号、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算第2号から、議案第83号、平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算第2号までの6件については、関連するので、それぞれ一括議題といたします。

以上報告を終わります。

松浦議長

お諮りいたします。

ただ今の委員長のご報告のとおり、会期は本日1日とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第3 | 認定第2号 | 平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第3号 | 平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計
決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第4号 | 平成16年度安芸高田市老人保険特別会計
決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第5号 | 平成16年度安芸高田市介護保険特別会計
決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第6号 | 平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計
決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第7号 | 平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業
特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第8号 | 平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計
決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第9号 | 平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計
決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第10号 | 平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント
整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第11号 | 平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計
決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第12号 | 平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計
決算の認定について |

松浦議長

日程第3、認定第2号、平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定についてから日程第13、認定第12号、平成16年度安芸高田市

飲料水供給事業特別会計決算の認定についてまでの11件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長
松浦議長
児玉市長

議長。

市長、児玉更太郎君。

議長。本臨時会の冒頭にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

平成17年度も早11月の半ばを過ぎ、収穫の時期も終えて年度末も近くなってまいりました。安芸高田市行政も市政移行後、2年目の半ばを経過いたしました。皆さんのお力添えをいただきながら、現在各種事業を執行させていただいております。感謝を申し上げます。

さて、昨今、全国的な異常気象による災害が頻繁しており、市民の生命と財産を守る総合的な防災行政の確立が求められております。このような状況の中で、来たる11月25日に広島県防災会議と安芸高田市防災会議が共催して、平成17年度林野火災防御訓練を土師ダムグラウンド及び周辺地域で実施いたします。

この訓練は、本市消防団、消防本部はもとより、広島県警察、陸上自衛隊、近隣各消防本部をはじめ地域振興会組織や地元企業など52団体、700人余りの皆さんの参加を得て、林野火災のみならず、地震への対応など総合防災訓練として位置づけをして実施するものでございます。当日は多数の大型車両やヘリコプターなどが出動し、大掛かりな訓練を予想しておりますことから、近隣の皆さんには騒音等ご迷惑をかけることがあろうかと思っておりますが、温かいご理解を賜りたいと思っております。安全・安心な地域づくりの一環といたしまして、多くの市民の皆さん方に参観をいただきますよう希望しております。なお第2庁舎及び文化福祉施設や広域葬斎場建設など、重点事業の取り組みにつきましても、人・輝く安芸高田の早期実現へ向けて円滑な市政運営と発展のために一層のご理解とご支援をいただきますように重ねてお願いを申し上げます。

本臨時会へご提案申します案件は、認定11件、承認1件、議案12件でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

認定第2号から第12号まで、本案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付して、平成16年度安芸高田市一般会計決算及び各特別会計の認定をお願いするものでございます。

認定第2号から認定第12号まで一括して説明を申し上げたいと思っております。

まず、認定第2号の安芸高田市一般会計決算でございますが、歳入総額263億3,745万8,450円、歳出総額が258億7,744万8,308円で、差し引き4億6,001万142円となりました。

次に認定第3号、国民健康保険特別会計でございますが、歳入総額が35億911万178円、歳出総額が32億2,683万1,258

円で差し引き2億8,227万8,920円となりました。

次に認定第4号でございます。老人保健特別会計決算でございますが、歳入総額が56億4,111万7,462円、歳出総額が56億3,715万1,942円で、差し引き396万5,520円となりました。

次に認定第5号、介護保険特別会計決算でございますが、歳入総額が30億1,506万8,440円で、歳出総額が29億7,930万4,588円で、差し引き3,576万3,852円となりました。

次に認定第6号でございます。公共下水道事業特別会計決算でございますが、歳入総額が3億6,598万5,419円、歳出総額が3億2,017万4,732円で、差し引き4,581万687円となりました。

次に認定第7号、特定環境保全公共下水道事業特別会計決算でございますが、歳入総額が6億7,251万3,981円、歳出総額が6億4,150万8,813円で、差し引き3,100万5,168円となりました。

次に認定の第8号、農業集落排水事業特別会計決算でございますが、歳入総額が8億8,858万7,441円、歳出総額が8億5,558万1,196円で、差し引き3,300万6,245円となりました。

次に認定第9号でございます。浄化槽整備事業特別会計決算でございますが、歳入総額2億6,392万8,251円、歳出総額が2億6,381万466円で、差し引き11万7,785円となりました。

次に認定第10号、コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算でございますが、歳入総額1億3,655万円、歳出総額が1億3,077万4,681円で、差し引き577万5,319円となりました。

次に認定第11号でございます。簡易水道事業特別会計決算でございますが、歳入総額が15億6,605万3,355円、歳出総額が14億5,998万9,330円で、差し引き1億606万4,025円となりました。

次に認定第12号、飲料水供給事業特別会計決算でございますが、歳入総額が717万2,226円、歳出総額が678万4,792円で差し引き38万7,434円となりました。

以上、認定第2号から認定第12号まで一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、一括して説明をさせていただきましたが、よろしく審議の上、認定をいただきますようお願いを申し上げます。

松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

藤川収入役

この際、収入役から要点の説明を求めます。

松浦議長

議長。

藤川収入役

収入役 藤川幸典君。

それでは、平成16年度安芸高田市一般会計歳入歳出決算概要の要点の説明を申し上げます。

まず、歳入の流れですが、65ページから66ページにございます。

予算規模でございますが、当初予算額、257億7,400万円でしたが、6回の補正を行いまして、8億160万円を追加いたしまして、前年度からの繰越明許費の2億7,766万8千円を含めまして、268億5,326万8千円をもちまして執行をいたしました。

それでは決算書の5ページをお開き願います。歳入の決算でございますが、予算現額は、268億5,326万8千円で行いまして、調定額273億5,484万162円に対し、収入済額は、263億3,745万8,450円で、収納率は96.3%でございます。収入未済額は9億9,680万7,492円生じたところでございます。この収入未済額9億9,680万7,492円の中には、繰越明許費にかかる財源としての国庫支出金6,960万2千円、市債3億8,090万円、その他の財源561万8千円、合わせまして4億5,612万円、繰越に伴う、未収額が含まれております。

それでは7ページからの、歳出の決算でございます。11ページにまいりまして、予算現額268億5,326万8千円に対しまして、支出済額258億7,744万8,308円で、執行率は96.4%でございます。繰越明許費といたしまして、4億8,864万8千円を翌年度に繰り越しをしております。

14ページをお願いいたします。以上の結果、平成16年度一般会計の収支決算は、歳入総額263億3,745万8,450円、歳出総額258億7,744万8,308円、歳入歳出差引額4億6,001万142円の黒字となりました。これを翌年度へ繰り越したところでございます。なお、実質収支額は繰越明許費にかかる、一般財源3,252万8千円を差し引いた4億2,748万2千円となりました。

それでは、歳入の主なものにつきまして説明いたします。15ページをお願いいたします。1款の市税でございます。予算現額32億5,393万1千円に対しまして、収入済額33億683万3,955円で、調定に対する収納率は94.8%でございます。不納欠損処分を、2,033万7,690円にいたしております。収入未済額は、1億6,254万5,206円を生じたところでございます。17ページにまいりまして、2款の地方譲与税でございます。予算現額3億2,023万3千円に対しまして、収入済額は同額でございます。3款利子割交付金でございます。予算現額2,695万7千円に対しまして、収入済額2,695万7千円でございます。4款の配当割交付金、予算現額470万2千円に対しまして、同額の収入済でございます。5款の株式等譲渡所得割交付金でございます。予算現額、収入済額も同額の432万6千円でございます。6款の地方消費税交付金でございますが、予算現額3億3,548万6千円に対しまして、収入済額は同額でございます。7款のゴルフ場利用税交付金でございます。予算現額3,796万4千円に対しまして、収入済額は3,796万3,894円でございます。

19ページをお願いいたします。8款の自動車取得税交付金、予算現額

1億4,985万7千円に対しまして、収入済額も同額でございます。9款の地方特例交付金でございますが、予算現額・収入済額も同額の1億605万3千円でございます。10款の地方交付税でございます。予算現額90億164万2千円に対しまして、収入済額は同額でございます。11款、交通安全対策特別交付金でございますが、予算現額・収入済額も694万8千円でございます。12款、分担金及び負担金、予算現額3億2,122万8千円に対しまして、収入済額2億9,587万597円でございます。不納欠損処分を38万2,967円いたしております。これは、老人保護措置費負担金と、保育所保護者負担金でございます。収入未済額が3,681万5,058円生じております。これは、分担金で、農林水産業費分担金のうち、農業費分担金、林業費分担金、災害復旧費分担金でございます。なお、この分担金の中には、繰越明許いたしました県営事業のため池事業2件及び法恩地、井才田地区ほ場整備事業の559万円が含まれております。負担金では、これは21ページから22ページに掲げておりますが、民生費の社会福祉費負担金、児童福祉費負担金と、教育費負担金のうち、幼稚園費負担金が収入未済となったところでございます。

23ページをお願いいたします。13款の使用料及び手数料でございます。予算現額5億3,516万円に対しまして、収入済額5億957万8,367円で、収入未済額746万9,375円生じております。これは、使用料のうち住宅使用料が656万3,700円と、25ページにありますように、手数料のうち衛生手数料のし尿手数料90万5,675円が、それぞれ収入未済となったところでございます。

27ページをお開き願います。14款の国庫支出金でございます。予算現額16億4,549万7千円、収入済額15億8,939万4,625円でございます。収入未済額は、4,539万7千円生じております。これは明許繰越いたしましたものでございます。30ページに掲げております土木災害復旧費、7件分で1,232万3千円。道路橋梁費の勝田・根之谷線1,072万5千円、勘部、細河内線これ高宮町ですが1,200万円。32ページに市営住宅整備事業費、これは甲田町の堂ノ口住宅建設事業で1,034万9千円、合わせまして4,539万7千円の繰越明許分が、それぞれ収入未済になったところでございます。

33ページをお開き願います。15款、県の支出金でございます。予算現額19億7,220万4千円に対しまして、支出済額19億3,801万8,353円でございます。収入未済額が、2,420万5千円であります。明許繰越いたしましたもので42ページから46ページに掲げております甲田町のほ場整備でございます。それと、農林施設災害復旧事業にかかります県支出金が、それぞれ収入未済となったところでございます。

49ページをお願いいたします。16款財産収入でございます。予算現額3,985万7千円、収入済額4,280万2,442円ござい

ます。

51ページをお願いいたします。17款の寄附金でございますが、予算現額1,000円に対しまして、収入はございません。

18款の繰入金、予算現額9億8,865万7千円に対しまして、収入済額9億8,864万1,025円でございます。特別会計からの繰入金は、老人保健特別会計をはじめ、8の会計から、3,382万8,539円でございます。53ページに基金からの繰入でございます。財政調整基金を含め6つの基金から、9億5,481万2,486円、繰入金として収入しているものでございます。

同じく19款の繰越金でございますが、予算現額5億9,766万2千円に対しまして、収入済額5億9,766万2,159円でございます。

55ページをお願いいたします。20款の諸収入でございます。予算現額3億2,430万3千円に対しまして、収入済額3億5,188万9,033円でございます。収入未済額3億3,947万5,853円生じております。収入未済額の内訳は、55ページから58ページに掲げております。住宅新築資金貸付元利収入3億2,757万2,905円、高齢者住宅整備資金貸付元利収入55万4,397円、障害者住宅整備資金貸付元利収入352万1,878円、中小企業資金貸付元利収入269万7,190円、結婚支度資金貸付元利収入388万7,279円、世帯厚生資金貸付元利収入11万400円が、それぞれ収入未済となったところでございます。

まず61ページでございますが、21款の市債でございます。予算現額71億8,060万円に対しまして、収入済額67億2,260万円でございます。収入未済額の3億8,090万円につきましては、全て繰越明許いたしましたものでございます。まず、61ページでございますが、総務債の第2庁舎・総合文化福祉保健施設整備事業、農林水産業債の農道2件、ため池2件、ほ場整備2件。63ページに掲げております土木債で、道路橋梁債4件、住宅債1件、災害復旧債で、農林災害債2件、土木災害債1件。65ページに特別会計繰出債で、簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、浄化槽整備事業、農業集落排水事業、公共下水道事業、コミュニティプラント整備事業にかかります市債が、1億5,050万円それぞれ収入未済となったところでございます。歳入合計でございますが、予算現額268億5,326万8千円、調定額273億5,484万162円、収入済額263億3,745万8,450円となりました。

続きまして、歳出の要点の説明を申し上げます。67ページをお開き願います。

1款の議会費でございますが、予算現額3億1,332万2千円に対しまして、支出済額3億943万2,370円で、執行率は98.8%でございます。

2款の総務費でございますが、予算現額72億7,602万2千円に

対し、支出済額70億9,006万9,659円で、執行率は97.4%でございます。繰越明許の1億2,549万2千円につきましては、第2庁舎・総合文化福祉保健施設整備事業にかかりますものを翌年度に繰越をしたものでございます。

85ページをお願いいたします。3款の民生費でございます。予算現額47億4,472万6千円、支出済額46億4,948万575円で、執行率は98.0%でございます。

99ページをお願いいたします。4款衛生費でございます。予算現額19億4,268万6千円、支出済額18億4,745万9,991円で、執行率は95.1%でございます。繰越明許費の3,490万円につきましては、簡易水道事業特別会計への繰出金を翌年度に繰り越したものでございます。

107ページをお願いいたします。107ページの5款、農林水産業費でございます。予算現額24億1,388万7千円、支出済額22億8,316万1,380円で、執行率は94.6%でございます。繰越明許費の7,389万3千円につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金が720万円、109ページに掲げておりますように、家畜排せつ物リサイクル施設建設事業にかかります工事請負費が1,760万9千円。112ページに県営事業の農道、ため池、ほ場整備の負担金。また、報恩地、井才田ほ場整備事業にかかります委託料、工事請負費等4,908万4千円を翌年度に繰り越したものでございます。

115ページをお願いいたします。7款の商工費でございます。予算現額1億2,100万3千円、支出済額1億1,923万5,770円で、執行率は98.5%でございます。

119ページをお開き願います。8款の土木費でございます。予算現額22億3,274万円に対しまして、支出済額18億9,417万4,518円で、執行率は84.8%でございます。繰越明許費の2億2,189万9千円につきましては、道路橋梁費の勝田・根の谷線、八千代町、勘部・細河内線、高宮町、吉田口線、甲田町、梶矢・下川根線、高宮町にかかります委託料・工事請負費・公有財産購入費・補償費等の8,106万6千円でございます。124ページでございますが、河川費の川根の水防災対策特定河川事業467万8千円、下段の都市計画費では、公共下水道事業、特定環境保全事業への繰出金が1億840万円、次に125ページから126ページにございます住宅費でございます。甲田町の堂ノ口住宅建設事業にかかります委託料・工事請負費等2,781万5千円を、翌年度へ繰越したものでございます。

127ページをお開き願います。127ページの9款、消防費でございます。予算現額6億5,097万4千円に対しまして、支出済額6億3,424万1,810円で執行率は97.4%でございます。

129ページをお開き願います。10款の教育費でございます。予

算現額 2 1 億 3 3 万 2 千円に対しまして、支出済額 2 0 億 4, 6 4 1 万 4, 6 4 5 円で執行率は 9 7. 4 %でございます。

1 4 3 ページをお願いいたします。下段でございます 1 1 款災害復旧費でございます。1 4 3 ページです。予算現額 1 億 6, 1 8 2 万 6 千円、支出済額 1 億 2, 0 6 0 万 1, 7 9 9 円で執行率は 7 4. 5 %でございます。1 4 4 ページでございます、繰越明許費の 3, 2 4 6 万 2 千円につきましては、1 4 5 ページから 1 4 6 ページに掲げております農林水産施設災害復旧費 1, 4 0 0 万円で、ため池 2 箇所にかかります工事請負費等と、土木施設災害復旧費 1, 8 4 6 万 4 千円で、河川災害 5 箇所、道路災害 2 箇所の工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

続きまして、1 2 款の公債費でございます。予算現額 4 7 億 3, 1 9 3 万 9 千円に対しまして、支出済額 4 7 億 2, 5 1 5 万 7, 7 5 8 円で、執行率は 9 9. 9 %でございます。

1 4 7 ページをお願いいたします。1 3 款の諸支出金でございます。予算現額 9, 4 8 3 万 4 千円、支出済額 9, 4 8 3 万 2, 8 2 1 円でございます。

1 4 款予備費でございます。予算現額 5 3 2 万 6 千円に対しまして、支出はございませんでした。

1 4 9 ページをお開き願います。歳出合計でございますが、予算現額 2 6 8 億 5, 3 2 6 万 8 千円に対しまして、支出済額 2 5 8 億 7, 7 4 4 万 8, 3 0 8 円になりました。執行率は 9 6. 4 %でございます。

続きまして、特別会計の決算につきまして、説明を申し上げます。1 0 の特別会計の決算につきましては、各会計の収支決算の概要にとどめさせていただきますのでよろしく願います。

1 5 1 ページから国民健康保険特別会計の歳入歳出決算でございます。1 5 3 ページをお願いいたします。

まず、歳入の決算で予算現額 3 3 億 9, 9 5 8 万 6 千円で、調定額 3 6 億 6, 9 2 9 万 9, 3 2 9 円に対しまして、収入済額 3 5 億 9 1 1 万 1 7 8 円で収納率は 9 5. 6 %でございます。不納欠損処分 3, 1 4 2 万 7, 4 7 9 円を行いまして、1 億 2, 9 4 4 万 1, 1 7 2 円の収入未済となったところでございます。1 5 7 ページをお願いいたします。歳出の決算でございます。予算現額 3 3 億 9, 9 5 8 万 6 千円、支出済額 3 2 億 2, 6 8 3 万 1, 2 5 8 円で、執行率 9 4. 9 %でございます。1 6 0 ページに実質収支を千円単位で掲げております。

以上の結果、平成 1 6 年度国民健康保険特別会計の収支決算は、歳入総額 3 5 億 9 1 1 万円、歳出総額 3 2 億 2, 6 8 3 万 1 千円、歳入歳出差引残額 2 億 8, 2 2 7 万 9 千円の黒字となり、これを翌年度へ繰越したところでございます。

続きまして、1 8 1 ページからの老人保健特別会計の歳入歳出決算でございます。まず歳入の決算で、予算現額 5 7 億 4, 6 4 5 万 3 千円

で、調定額56億4,111万7,462円に対しまして、収入済額56億4,111万7,462円で収納率100%で収入未済はございませんでした。183ページをお願いいたします。歳出の決算でございます。予算現額57億4,645万3千円に対しまして、支出済額56億3,715万1,942円で、執行率98.1%でございます。186ページをお願いいたします。以上の結果、収支決算は歳入総額56億4,111万7千円、歳出総額56億3,715万2千円で、差引残額396万5千円の繰り越しとなり、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

197ページをお願いいたします。介護保険特別会計の歳入歳出決算でございます。歳入の決算でございますが、予算現額30億2,852万7千円で、調定額30億2,091万4,523円に対しまして、収入済額30億1,506万8,440円で収納率は99.8%でございます。129万2,352円の不納欠損処分を行っております。収入未済額は529万7,520円生じておるところでございます。

199ページの歳出の決算でございます。予算現額30億2,852万7千円に対しまして、支出済額29億7,930万4,588円で、執行率は98.4%でございます。202ページでございますが、以上の結果によりまして、介護保険特別会計の収支決算は、歳入総額30億1,506万8千円、歳出総額29億7,930万5千円、歳入歳出差引額3,576万3千円の黒字となりまして、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

219ページをお開きください。公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。歳入でございますが、予算現額5億325万4千円、調定額5億447万5,743円に対しまして、収入済額は3億6,598万5,419円で収納率は72.5%でございます。収入未済額が1億3,849万324円生じております。これは明許繰越に伴います、国庫補助金、一般会計繰入金、公共事業債合わせて1億3,582万2千円が含まれております。221ページをお願いいたします。歳出の決算でございますが、予算現額5億325万4千円、支出済額3億2,017万4,732円で執行率は63.6%でございます。明許繰越として、施設建設費の委託料、工事請負費、補償費等、1億7,163万7千円を翌年度へ繰越をしております。224ページでございますが、以上によりまして公共下水道事業特別会計の収支決算は、歳入総額は3億6,598万5千円、歳出総額3億2,017万5千円で、差引残額は4,581万円の黒字となりました。なお、実質収支額は、繰越明許費にかかります一般財源3,581万5千円を引きました999万5千円となりました。

次に233ページをお願いいたします。特定環境保全公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。歳入でございますが、予算現額9億3,865万9千円、調定額9億3,521万1,391円に対しま

して、収入済額6億7,251万3,981円で、収納率は71.9%でございます。収入未済額2億6,269万7,410円につきましては、使用料87万9,410円、繰越明許に伴う国庫補助金、一般会計繰入金、公共事業債合わせまして2億6,181万8千円が未収となりました。

235ページをお願いします。歳出の決算でございます。予算現額9億3,865万9千円に対しまして、支出済額6億4,150万8,813円で、執行率は68.3%でございます。繰越明許費といたしまして、八千代処理区、特定環境保全公共下水道整備事業が1億6,718万4千円、甲田処理区、特定環境保全公共下水道整備事業が1億2,517万1千円、合わせまして2億9,235万5千円のを翌年度へ繰越しております。

238ページをお願いいたします。以上の結果によりまして、収支決算は、歳入総額6億7,251万4千円、歳出総額6億4,150万9千円、歳入歳出差引残額3,100万5千円の黒字となりました。なお、実質収支額は、明許繰越費にかかります一般財源3,053万7千円を差引きました、46万8千円となりました。

247ページをお願いします。農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算でございます。まず歳入でございますが、予算現額9億6,772万8千円で、調定額9億5,644万535円に対しまして、収入済額8億8,858万7,441円で、収納率は92.9%でございます。収入未済額の6,785万3,094円につきましては、加入者分担金と、使用料で226万3,094円、明許繰越いたしました入江地区と向井原地区の国庫補助金、一般会計繰入金、下水道債6,559万円が収入未済となったところでございます。

249ページをお願いいたします。歳出の決算でございますが、予算現額9億6,772万8千円、支出済額8億5,558万1,196円で執行率は88.4%でございます。繰越明許費といたしまして、9,800万7千円を翌年度へ繰越しております。これは、入江地区及び向井原地区の施設建設費で、委託料、工事請負費、補償補填費等を繰越したものでございます。252ページでございますが、以上の結果によりまして、平成16年度の農業集落排水事業特別会計の収支決算は、歳入総額8億8,858万7千円、歳出総額8億5,558万1千円、歳入歳出差引残額3,300万6千円の黒字になりました。なお、実質収支額は繰越明許にかかります一般財源3,241万7千円を差し引いた58万9千円となりました。

263ページをお願いいたします。平成16年度の浄化槽整備事業特別会計の歳入歳出決算でございます。歳入の決算でございますが、予算現額2億6,800万7千円で、調定額2億6,429万7,431円に対しまして、収入済額は2億6,392万8,251円で収納率は99.9%でございます。収入未済額の36万9,180円につきましては、

浄化槽使用料が収入未済となったところでございます。

265ページをお願いいたします。歳出の決算で、予算現額2億6,800万7千円に対しまして、支出済額2億6,381万466円で、執行率は98.4%でございます。268ページに実質収支であります。歳入総額2億6,392万8千円、歳出総額2億6,381万円で、歳入歳出差引残額11万8千円の黒字となり、これを翌年度に繰り越したところでございます。

277ページでございますが、安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計の歳入歳出の決算でございます。歳入の決算でございますが、予算現額1億3,797万2千円、調定額1億3,655万円に対しまして収入済額1億3,655万円、収納率は100%で収納未済はございませんでした。

279ページの歳出の決算でございます。予算現額1億3,797万2千円に対しまして、支出済額1億3,077万4,681円で、執行率は94.8%でございました。282ページですが、以上の結果によりまして、コミュニティ・プラント整備事業特別会計の収支決算は、歳入総額1億3,655万円、歳出総額1億3,077万5千円、歳入歳出差引残額577万5千円の黒字となりまして、これを翌年度へ繰り越したところでございます。

287ページをお願いいたします。簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。まず、歳入の決算でございます。予算現額17億8万円、調定額17億805万997円に対しまして、収入済額15億6,605万3,355円で、収納率は91.7%でございます。6,020円の不納欠損処分を行い収入未済額につきましては、水道使用料687万1,622円と、明許繰越いたしました国庫補助金5,812万円、一般会計からの繰入金3,490万円、簡易水道事業債4,210万円、合わせまして、1億3,512万円の収入未済となったところでございます。

289ページをお願いいたします。歳出の決算でございます。予算現額17億8万円に対しまして、支出済額14億5,998万9,330円で、執行率は85.9%でございます。明許費繰越といたしまして、2億444万円を翌年度へ繰り越しております。これは吉田給水区の施設建設に伴う委託料、工事請負費等でございます。292ページでございますが、以上によりまして簡易水道事業特別会計の収支決算は、歳入総額15億6,605万3千円、歳出総額14億5,998万9千円、差引残額1億606万4千円の黒字となりました。これを翌年度へ繰り越したところでございます。なお、実質収支額は明許費繰越にかかる一般財源6,932万円を差し引きました3,674万4千円となりました。

303ページをお願いいたします。飲料水供給事業特別会計の歳入歳出決算でございます。歳入の決算でございますが、予算現額719

万5千円で、調定額721万5,446円に対しまして、収入済額717万2,226円で、収納率が99.4%でございます。305ページをお願いいたします。歳出の決算でございますが、予算現額719万5千円、支出済額678万4,792円で、執行率は94.3%でございます。308ページの収支決算でございますが、歳入総額717万2千円、歳出総額678万5千円、差引残額38万7千円の黒字となりました。これを翌年度へ繰り越したところでございます。

315ページから325ページにつきましては、公有財産、物品、基金に関する調書でございます。

以上で要点の説明を終わります。よろしくお願いを申しあげます。

松浦議長

これもちまして要点の説明を終わります。

次に、本案11件に関して、監査委員の審査意見についての説明を求めます。

上國監査委員

議長。

松浦議長

監査委員 上國英登さん。

上國監査委員

はい。それでは平成16年度安芸高田市各会計の歳入歳出決算書につきまして、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、本年9月12日付けで安芸高田市長から審査に付された、平成16年度安芸高田市一般会計及び10特別会計の歳入歳出決算について、9月22日から10月31日までの期間、田中監査委員とともに、例月出納検査及び定期監査を参考に、安芸高田市監査委員監査基準に基づいて審査を実施しました。

歳入におきましては、歳入予算の執行は適正かつ合法的に行われているか、収入未済額を生じた原因と措置状況は適正であるか、不納欠損処分は適正であるかなどの点に留意して審査をしました。

歳出におきましては、違法・不当の支出がないか、予算はその目的に合致し、合理的かつ効果的に執行されているか、契約は適正に締結されているか、計数は正確で関係帳簿及び証書類と一致しているかなどの点に留意して審査をいたしました。

審査の結果、平成16年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、かつ、それらの予算執行についての計数は関係諸帳簿及び証書類と符号して正確であることを認めました。

なお、一部の指摘・要望事項は、お手元に配付されております意見書に述べさせていただいております。

次に、財産につきましては、公有財産、物品、債権及び各種基金は、いずれも適正に管理されていることを認めました。

終わりに、行財政の効率的な運営に努力されているところですが、自主財源の確保と負担の公平を期すため、未収金の徴収に今後一層努力されるとともに、行財政改革の取り組みにおいては、職員一人ひと

りが本市の現状を十分認識し、将来展望を踏まえながらそれぞれの職場で創意・工夫され、市民の理解と協力を得ながら早期に実施され、健全な財政運営のもとで新しいまちづくりを推進されるよう要望いたしまして、決算審査の報告を終わります。

松 浦 議 長

以上で監査報告を終わります。

お諮りいたします。

本案 11 件は、申し合わせにより質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認めます。よってさよう決定されました。

お諮りいたします。

本案 11 件については、議会運営委員長の報告のとおり、議長及び監査委員を除く委員 20 名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査に付することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案 11 件は、議長を除く委員 20 名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

11 時 15 分まで休憩といたします。

~~~~~

午前 11 時 03 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

~~~~~

松 浦 議 長

休憩前に続き、再開いたします。

この際、休憩中に、決算審査特別委員会の正副委員長が決定され、通知がありましたので、報告いたします。

委員長に 19 番、渡辺義則君、副委員長に 6 番、川角一郎君、以上でございます。

~~~~~

#### 日程第 14 承認第 5 号 専決処分した事件の承認について

松 浦 議 長

日程第 14、承認第 5 号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長

議長。

松 浦 議 長

市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長

承認第 5 号でございます。専決処分した事件の承認について、安芸高田市市営住宅条例の一部を改正する条例でございます。

本件は、合併前の甲田町で計画されておりました、住宅の立替計画に基づき、平成16年度に着手をしておりました市営住宅が完成し、入居の受入れ体制が整いましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、安芸高田市営住宅条例の一部を改正させていただいたものでございます。同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものでございます。以上、よろしく審議のうえ、承認を賜りたいと思います。

松浦議長

以上、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長

議長。

松浦議長

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

それでは、承認第5号、専決処分した事件の承認について内容の説明をさせていただきます。

平成17年10月13日付けで専決処分をさせていただきました、安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例でございますが、内容といたしましては、先ほど市長の提案理由にございましたように、甲田町時代に計画された住宅の建て替計画に伴いまして、平成16年度に事業着手をいたしましたものが、この度完成したものでございます。場所は、甲田町高田原堂ノ口住宅、2棟4戸でございます。これに基づきまして、安芸高田市営住宅条例第3条第2項に掲げます、別表、このお手元の資料の最後の表でございますが、紅葉ヶ丘住宅と向ヶ丘住宅の間に堂ノ口住宅を2つ追加をさせていただいたものでございます。

この住宅は建替計画に建設したものでございまして、安芸高田市市営住宅条例第5条により公募を行わず、甲田町内の住宅からの転居する者を優先することにいたしまして該当者と協議を行ってまいりましたが、該当者は、完成を見てこの際できるだけ早いうちに、特に冬場になるまでに入りたいとの希望がございまして、協議の結果、11月1日から移転を行なうことで話が成立いたしました。このため、議会に提案するいとまがなく専決処分をさせていただいたものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第5号、専決処分した事件の承認についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

- 日程第15 議案第72号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に
関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第73号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に
関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第74号 安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第75号 安芸高田市職員の給与の特例に
関する条例の一部を改正する条例

松 浦 議 長

日程第15、議案第72号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件から、日程第18、議案第75号、安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を一括議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長

議長。

松 浦 議 長

市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長

議案第72号から議案第75号まででございます。

人事院勧告の実施に伴う関係条例の一部改正でございます。

本案は人事院の給与勧告に伴い、その実施にあたり関係条例の一部を改正しようとするものでございますが、議案第72号から議案第75号は関連がございますから、一括して説明をさせていただきたいと思っております。

まず、議案第72号でございます。安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本件は人事院の給与勧告に伴いまして職員の給与改定を行いますことから、このことに準じて条例を改正しようとするものでございます。

次に第73号安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。本案も人事院の給与勧告に伴いまして、職員の給与改定を行いますことから、このことに準じて条例を改正しようとするものでございます。

続きまして議案第74号でございます。安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本案は人事院の給与勧告に伴いまして、職員の給与を一般職の国家公務員の給与改定に準じて改定するため、条例を改正するものでございます。

次に議案第75号、安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本案は人事院の給与勧告に伴いまして、職員の給与を一般職の国家公務員の給与改定に準じて改定することにあたり、本年度から既に本市独自で実施いたしております給与の特例制度の調整を図るよう、条例を改正しようとするものでございます。

以上よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

新川総務部長

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

松浦議長

議長。

新川総務部長

総務部長 新川文雄君。

それでは議案第72号より要点のご説明をさせていただきます。

皆さん方のお手元の方に議案説明資料としてお配りさせていただいております、議案第72号より76号までの関係資料でございますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第72号の条例の一部を改正する条例案でございますけれども、本、人事院勧告の勧告によりまして、この度職員の給与の改定を行いますことから、改正をさせていただくものでございます。まず第5条第2項中の項目でございますけれども、説明資料の改正案現行ということで新旧の対照表を定めさせていただいております。現行につきましては右側、改正案につきましては左側ということで、本、期末手当の第5条の支給を定める率を100分の230を100分の235に定めるものでございます。100分の5の増額変更になるものでございます。

続きまして、議案第73号でございます。この73号の議案の中で恐れ入りますが、「安芸高田市特別職の職員の者で常勤の者の給与及び旅費の」となっておりますけど、「旅費の」を、「旅費に」と、「の」を「に」にご訂正を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。条文の率の変更等につきましては、第4条中でございます。説明資料の2ページ、現行分の100分の230を、改正案といたしまして230を改正といたしまして、235と定めるものでございます。施行につきましては、12月1日を基準とさせていただきます。

続きまして議案第74号でございます。議案第74号につきましては、第12条中、説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。12条中につきましては、扶養手当の関係でございます。第2条中の扶養手当第3項の中で扶養親族については13,500円という

ことで定めておりますが、勧告によりまして500円のカットによりまして、13,000円に訂正するものでございます。同様、勤勉手当等につきましても29条の関係で定めておりますけれども100分の70の額を100分の75、また2項の中で100分の30を6月に請求するものにつきましては100分の30を、12月に支給するものについては100分の40ということの変更でございます。この度の給与表につきましては、4ページに掲げておりますけれども、官民格差の解消というかたちの中で、0.36%の解消をするということで、2年振替の給与月額を引き下げ改定額でございます。給料額につきましては3%のカットになろうかと思っております。右側に定めさせていただいておりますのが改正現行の給料表で、左側が改正案の給料表になるわけでございます。同じく5ページにおきましては、消防職の給料表を定めるものでございます。

続きまして議案の4ページをお願いしたいわけですが、第2条中の勤勉手当の額の定めでございます。現行にございます100分の75を、100分の72.5に改めるものでございます。

続きまして議案第75号の関係でございます。これは職員の給料の特例に関する条例のものでございますけれども、第1条の給料の特例ということで現在定めをさせていただいておりますが、職員に掲げる100分の2を100分の1.7に、また同条第2条中に掲げます100分の1を100分の0.7に改めるものでございます。附則といたしまして12月1日から施行するものでございます。以上で72号より75号までの要点のご説明を終わります。よろしくお願いたします。

松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案4件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊高議員

議長。

松浦議長

はい。10番 熊高昌三君。

熊高議員

はい。10番熊高ですが、総務部長にお聞きするんですが、これが改正をされて実際に施行されるということになると、具体的には年間の予算にどのように影響があるのか、それぞれの項目に関して試算ができとればその金額を教えてくださいというように思います。

松浦議長

はい。答弁を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長

今回の人事院の勧告につきましては、今回臨時会におきましては、基本的に12月1日施行に伴います手当の支給のみ予算につきまして

も調整をさせていただいておるところでございます。基本的に4月1日からの完全の実施になりますと当然12月予算の中です、全職員に伴います給与関係につきましては、やはり人事異動の関係そうした当初の予算を描いとりますけども、異動等の関係によりまして多少目の変更等もございますし、全体に係ります給与費の減額というものは12月の予算の中で、全体調整をさせていただきたいと思っております。今回につきましては扶養手当、諸手当の増額ということのみの調整をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思いますと思っております。

熊高議員
松浦議長
熊高議員

議長。

はい。10番 熊高昌三君。

大体の試算というのは、できておると思うんですよね。ですから、年間の予算にどれくらいの影響があるか、というのは当然見込みをして、いろいろと条例にも関わってくるわけですから、そこらの見通しというのは今この時点でも現状の中です、試算ができるというように思うんですが、そこらの数字は出していただきたいと思います。また、この条例が変わることによって、どれだけ本当に予算に影響するんかというのは、当然見込んだ上でのいろいろ検討することでしょうから、人事院の勧告の中でやるということではありますが、当然お金の動きに関わってくるわけですから、行財政改革をするというそういう状況の中で、その具体的な金額がどうなるんかというのもある程度把握した中で、この条例の改正というのも、我々は頭に入れて検討するといった意味で質問しておるわけですから、そういったことも頭に入れて、ご理解いただきたいと思います。

松浦議長

はい。答弁を求めます。

総務部長 新川君。

新川総務部長

この度の人事院勧告につきましては、当初から基本的な考え方の中から当初予算の中で計上させていただいておりますけども、一般会計に伴います予算等の職員数等におきましては、495名で計画をさせていただいております。それに伴います495名のスタートなんですが、それは当然前年度の12月予算編成期でございますので、17年度は4名の減でスタートをさせていただきました。管理職等の職員の退職というものにつきましてはですね、4名の減でございます。今回こうした環境の中で給与費、また、いろんな社会保険の負担金、退職手当の負担、そういうものも計算させていただいておりますが、現在のこうした職員の給与に対する給与関係につきましては、全体的に一般会計分によりまして、139万4千円の増額になっております。特別会計におきましては、国民健康保険、また公共下水道、特定環境、農業集落排水、浄化槽、簡易水道、その特別会計を合計いたしますと、それぞれ分野で153万2千円の増額でございます。当然扶養手当と期末手当と勤勉手当という額が、この度の12月の1日の、基準とい

うことになっておりますので、全体的には議員さんを除きます職員分は、全職員におきましては294万6千円の増額になるわけでございます。ただ、先ほど申しますように全体の予算執行の精査を現在させていただいております。全体の予算の精査でございますので、先ほど言いましたように、4名の退職もこの現行の予算の中には、まだ入っております。この全体調整につきましては、12月の予算で、減額調整を何らかのかたちでは、させていただくようになろうかと思っております。ただ、来年度の予算編成については現作業中でございますので、当然給与の方も0.03%カットということになっておりますので、当然給与費等の減額というのは、ある程度の数字が明らかになろうかと思っております。全体最終は大変申しわけないですが、今回の民間のみの調整をさせていただいておる関係で、全体につきましては、12月の予算の方で明らかにさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

松浦議長 はい。以上で答弁を終わります。
他に質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第72号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
これより議案第73号、安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
これより議案第74号、安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

これより議案第75号、安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第19 議案第76号 工事請負契約の変更について

松浦議長 日程第19、議案第76号、工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長 児玉更太郎君。

児玉市長 はい議長。議案第76号、工事請負契約の変更についてでございます。これは、特別養護老人ホームかがやき、現在新築工事中でございますが、この16年12月24日に議決をいただいております、特別養護老人ホームかがやき新築工事につきまして、請負契約の金額を変更とするものでございます。この工事にかかります主なものといたしましては、特別浴槽、それからバルコニーからの、転落防止の設備等の工事の追加に伴うものでございます。

以上、よろしく審議をお願いします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

お諮りします。福祉保健部長の福田美恵子さんが風邪で声が出ませんので、高齢者福祉課長 沖野和明君から要点の説明を求めます。ご了承下さい。

沖野和明君。

沖野高齢者福祉課長 それでは、議案第76号の提案理由の内容の説明をさせていただきます。本日お配りしております議案説明資料の8ページ、議案第76号関係の方をお開きいただきたいと思います。この工事請負契約の変更は、平成16年12月24日に議決を得ました特別養護老人ホームかがやき、仮称でございますが、新築工事におきまして請負契約金額の変更をするものでございます。

当初契約につきましては、変更前で書かしていただいております1、工事の目的 特別養護老人ホームかがやき（仮称）新築工事。2、契約の方法 公募型指名競争入札。3、契約の金額 8億5,890万円。4、契約の相手方 住所、広島市中区平野町1番16号、氏名、株式会社砂原組 代表取締役 中川博司でございます。

変更後は、契約の金額を当初契約の8億5,890万円に2,814

万円を増額し、契約金額を8億8,704万円にするものでございます。変更の主なものは、特別浴槽を含めず特別浴室の工事の追加で国、県の負担金が平成17年度に特別浴槽分が来るため、当初契約には踏み込まず平成17年度、今年度、別契約で執行予定していましたが、施行の一体化をはかるため、本体工事に追加分として増額をするものでございます。その他、バルコニーからの転落防止を図る設備、あるいは屋外非常階段からの徘徊の防止や、あるいは不審者の侵入を防ぐための、屋外非常階段の電気錠の設備などの追加をいたしております。

本日、追加資料といたしまして、新築工事の内容をA3ものの3枚でございますが、お配りをさせていただいております。これによりまして説明をさせていただきたいと思っております。

特別浴槽の追加2基でございます。これは2枚目3枚目に後ほど説明をさせていただきます。バルコニーの転落防止措置でございますが、断面図を下に書いております。当初分の断面図でございます。現在、色をつけておりますが、90センチコンクリートを立ち上げまして、その上に20センチの手すりをつけるようにしております。この高さ1メートル10センチでございますが、こちらからの転落を防止してほしいという運営主体からの要望によりまして、手すり部分を建築基準法の規制の限界に近い28センチ5ミリに伸ばしまして、全体を1,185とするものでございます。それに基づきまして、手すりが28センチ5ミリになりますので、少し間隔が広くございますから間に丸棒を追加いたしております。また、この部分がコンクリートの打ちっ放し部分の断面図でございますが、居室の前は地元産の木材を、横を棧の様に通しまして組んでおります。その木の棧に足をかけて登って、落ちる危険性があるということで、裏側にアルミパンチングメタルを貼っております。屋外非常階段の徘徊防止、侵入防止措置でございますが、右側の図面に書いております。これは屋外非常階段部分の断面詳細図でございます。非常階段でございますから、火災時等にこちらを使って避難をされるわけでございますが、現在フリーというふうな状態になっております。このフリーというのが、居室からバルコニーを通しまして屋外非常階段に何の障害もなく来れます。こうした部分で徘徊の防止あるいは、外部からの侵入を防止するための措置が必要だということで、屋外非常階段が2階3階のバルコニー部分に接続する部分で、火災等の火災報知器にパニック連動をさせて、オープンをいたします電気錠のついている門扉をつけるものでございます。

2枚目をお願いします。2枚目3枚目が特殊浴槽の詳細図でございます。2階にはストレッチャーに乗りまして、上下して特殊浴槽の中へ入浴するという、こうした装置をつけております。もう1枚お願いします。3階には車いす型で入浴をできると、こうした特殊浴槽をつけております。なお、通常のお風呂につきましては、当初契約の中に入っております。各フロア2個ずつ家庭よりすこし小さい、中に入

られても足が付きまして、不安定でない大きさのお風呂を各階に2つずつ小浴として設けております。

以上が変更点の主なものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

松 浦 議 長 これをもって要点説明を終わります。  
お諮りします。  
本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。  
これより議案第76号、工事請負契約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第77号 平成17年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)

松 浦 議 長 日程第20、議案第77号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算第4号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長 議長。

松 浦 議 長 市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 議案第77号でございます。平成17年度安芸高田市一般会計の補正予算第4号でございます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億9,056万3千円を追加し、予算の総額を234億5,500万3千円とするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金が474万2千円、国庫支出金が5,927万9千円、県支出金が4,935万円、繰入金が429万2千円、市債が7,290万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、議会費が16万9千円、総務費が80万8千円、民生費が418万9千円、衛生費が383万3千円、商工費が51万5千円、消防費が210万7千円、教育費が155万1千円、災害復旧費が1億9,050万8千円をそれぞれ追加し、農林水産業費947万7千円、土木費が364万円をそれぞれ減額するものでございます。また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、39億5,630万円と定めるものでございます。

以上よろしく審議を賜りますようお願い申し上げます。

松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長

議長。

松浦議長

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

それでは議案第77号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算に伴います要点のご説明をいたします。

このたびの補正につきましては、9月6日から7日にかけて被害をもたらしました台風14号によります、農林、土木災害復旧費の計上、また、この度の人事院勧告によります給与改定の職員手当の調整をいたすものでございます。

まず8ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。12款の分担金及び負担金、1項の分担金、4目の災害復旧費分担金、474万2千円の増額は、農業用施設災害復旧に伴います地元分担金、負担率が7%の288万7千円、農地災害復旧事業分担金10%、185万5千円を計上するものでございます。

続きまして14款の国庫支出金でございます。1項の国庫負担金、3目の災害復旧費国庫負担金5,560万4千円の増額は、土木災害復旧事業費国庫負担金を計上するものでございます。

2項の国庫補助金、8目の災害復旧費国庫補助金につきましては、367万5千円の増額につきましては、橋梁災害復旧設計委託費に係ります補助金を計上するものでございます。

続きまして9ページでございます。15款の県支出金、2項の県補助金、7目の災害復旧費県補助金、4,935万円の増額は農業用施設、また農地災害、林業施設災害復旧費補助金をそれぞれ計上するものでございます。

続きまして、財政調整基金からは429万2千円の増額、また市債につきましては、7,290万円の増額で、農林災害債を3,870万円、また2節の土木災害債を3,420万円、それぞれ起債の充当をいたすものでございます。

続きまして10ページをお願いいたします。10ページからは先ほどの条例改正に伴いまして職員手当部分の人勧によります増額部分でございます。この歳出でございますが、各款、また費目とも3節の職員手当の補正をさせていただいております。職員の給与改定に伴いま

す、手当部分を増額させていただいております。まず10ページで議会費につきましては、16万9千円の増額。また、総務管理費につきましては333万8千円、2項の微税費につきましては、51万4千円の減額、3項の戸籍住民基本台帳費につきましては、214万2千円の減額。選挙費につきましては、10万2千円の増額。統計調査費につきましては、6万8千円の増額。続きまして12ページでございます。監査委員6項の監査委員につきましては、4万4千円の減額。3款の民生費の方にいきまして社会福祉費でございますが、197万円の増額でございます。続きまして2項の児童福祉費でございますが、221万9千円の増額。4款の衛生費でございます。1項の保健衛生費につきましては367万9千円の増額です。この増額的に金額の多いのは、7目の環境衛生費に伴います簡易水道事業特別会計の繰出金が358万3千円。また、浄化槽事業特別会計の繰出金が、3万1千円が主たるものでございます。2項の清掃費でございますが、15万4千円の増額でございます。続きまして14ページでございます。6款の農林水産業費、1項の農業費でございますが、834万4千円の減額でございます。主たるものにつきましては、職員の職員手当相当分の減額が853万1千円の減額で、農業集落排水事業特別会計の繰出金が18万7千円の増が主たるものでございます。2項の林業費でございますが、113万3千円の減額。7款の商工費、1項の商工費でございますが、51万5千円の増額。8款土木費でございます。1項の土木管理費125万円の増額。続きまして2項の道路橋梁費でございますが28万2千円の減額でございます。都市計画費につきましては、続きまして16ページでございますが、244万7千円の減額でございます。中でも公共下水道事業の特別会計繰出金が204万6千円。また、特定環境保全公共下水道事業特別会計の繰出金が、41万1千円の減額でございます。続きまして住宅費でございます。216万1千円の減額。9款の消防費でございますが、1項の消防費210万7千円の増額。10款の教育費、教育総務費の方で65万2千円の減額。幼稚園費でございますが、7万7千円の減額。社会教育費でございますが、次の18ページに行ってくださいまして、304万8千円の増額ということでございます。次に保健体育費でございますが、76万8千円の減額ということでございます。続きまして災害復旧費でございます。18ページでございますが、11款の災害復旧費農林水産施設災害復旧費でございますが、19ページに行ってください、9,612万5千円の増額でございます。第1項の農林災害復旧費に伴います農地災害の1,855万円の増額は、台風14号によります被災に伴います復旧事業費でございます。吉田地区が2ヶ所、八千代地区が1ヶ所、高宮地区が1ヶ所、向原地区が4ヶ所、計8ヶ所の災害復旧費を計上するものでございます。2目の農業用施設の災害復旧費でございますが、5,722万9千円の増額につきましては、向原

町の施設災害復旧と頭首工の4ヶ所、用排水路の2ヶ所、農道1ヶ所、計7ヶ所の災害復旧を計上するものでございます。19ページでございます。3目の林業費でございますが、林業施設災害復旧費の2,034万6千円の増額が仮設にしまして、八千代が2ヶ所、甲田1ヶ所、向原2ヶ所、計5ヶ所の林道に伴います災害復旧費を計上するものでございます。続きまして2項の土木施設災害復旧費でございます。1目の公共土木施設災害復旧費9,438万3千円の増額につきましては、河川災害が八千代3ヶ所、美土里2ヶ所、向原6ヶ所、計11件。次に道路橋梁の災害復旧につきましては八千代1ヶ所、高宮1ヶ所、向原3ヶ所、計5件の河川道路橋梁合わせまして16件の土木災害復旧費を計上するものでございます。

5ページに戻っていただきまして、地方債の補正でございます。地方債の補正につきましては、災害復旧費に伴います7,290万円を増額させていただきまして、補正後の借入限度額を、39億5,630万円と定めるものでございます。

以上で要点のご説明を終わります。

よろしく願いいたします。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長 質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算第4号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

お諮りいたします。

暫時休憩にします。

開会は1時からですのでよろしくお願いいたします。

~~~~~

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~

- 日程第21 議案第78号 平成17年度安芸高田市国民健康保険
特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第79号 平成17年度安芸高田市公共下水道事業
特別会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第80号 平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業
特別会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議案第81号 平成17年度安芸高田市農業集落排水事業
特別会計補正予算(第2号)
- 日程第25 議案第82号 平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業
特別会計補正予算(第2号)
- 日程第26 議案第83号 平成17年度安芸高田市簡易水道事業
特別会計補正予算(第2号)

松浦議長 それでは時間がまいりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21、議案第78号、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算第2号の件から日程第26、議案第83号、平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算第2号までの6件を一括議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長

議長。

松浦議長

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

議案第78号から第83号まで、これはいずれも平成17年度安芸高田市特別会計の補正予算でございます。この本件は、先ほど来の人事院の給与勧告に伴い、その実施にあたりまして人件費を計上しております。平成17年度の各特別会計に係る関係予算を補正させていただくもので、議案第78号から第83号で一括して説明をさせていただきます。

まず議案第78号、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算第2号でございますが、本案は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18万8千円を追加いたしまして、予算の総額を36億5,725万5千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金が18万8千円を追加するものでございます。また歳出につきましては、総務費18万8千円を追加するものでございます。

次に議案第79号、平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算第2号でございますが、本案は既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ204万6千円を減額し、予算の総額を4億5,423万円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金

204万6千円を減額するものでございます。また歳出につきましては、総務費204万6千円を減額するものでございます。

次に議案第80号、平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第2号でございますが、本案は既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ41万1千円を減額し、予算の総額を10億1,308万円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金41万1千円を減額するものでございます。また歳出につきましては、総務費41万1千円を減額するものでございます。

次に議案第81号、平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号でございますが、本案は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18万7千円を追加し、予算の総額を10億6,678万円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金18万7千円を追加するものでございます。歳出につきましては、総務費18万7千円を追加するものでございます。

次に議案第82号の、平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算第2号でございますが、本案は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万1千円を追加し、予算の総額を3億3,538万2千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金を3万1千円を追加するものでございます。また、歳出につきましては総務費3万1千円を追加するものでございます。

次に議案第83号、平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算第2号でございますが、本案は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ358万3千円を追加し、予算の総額を10億9,517万5千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金358万3千円を追加するものでございます。また、歳出につきましては総務費358万3千円を追加するものでございます。

以上、議案第78号から議案第83号まで、人事院の給与勧告に伴います各特別会計にかかる補正予算を、一括して説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきたいと思っております。

松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。福祉保健部長 福田美恵子さんに代わりまして、保健医療課長 川井清登君。

川井保健医療課長

はい。

松浦議長

説明を求めます。

川井保健医療課長

それでは、議案第78号について補足の要点の説明を申したいと思っております。

本補正予算は、先ほど市長からご説明があったように、人事院勧告に伴う給与費の関係でございます。予算書の方、6ページ7ページの方をお開き願いたいと思っております。まず6ページの方、歳入でございますが、一般会計繰入金として、職員給与費等の繰入金を18万8千円お願いしとるところでございます。職員については6名の人件費給与

費になろうかと思えます。そして、7ページの方をお願いしたいわけですが、先ほどから話が出ておりますように歳出の方で、一般管理費の方で職員手当として、同額の18万8千円をお願いしとるところでございます。よろしくお願ひいたします。

松浦議長
金岡建設部長

引き続き、建設部長 金岡英雄君。要点の説明を求めます。

失礼いたします。議案第79号から83号までをご説明をさせていただきます。議案第79号では、平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算で、歳入の方でございますが6ページをお願いいたします。一般会計からの繰入金で204万6千円減額でございます。これは1名の減ということで、計上させていただいております。歳出の方、同額の204万6千円を職員一般人件費で減額をさせていただいております。

次に議案第80号、平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第2号でございますが、歳入の方は6ページをお願いいたします。一般会計からの繰入金として、41万1千円を減額し、同額を歳出の方で一般管理費といたしまして、41万1千円職員の人件費として減額をさせていただいております。

次に議案第81号、平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号でございますが、歳入につきましては、6ページをお願いいたします。一般会計からの繰入金を18万7千円増額をお願いしとります。また、歳出の方は一般管理費の方で職員人件費として、同額の18万7千円を追加をさせていただいております。

次に議案第82号でございますが、平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算第2号でございます。6ページをお願いいたします。一般会計からの繰入金としまして3万1千円の増額、また歳出では同額の3万1千円を職員手当として計上させていただいております。

次に議案第83号でございますが、平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算第2号の歳入の方でございますが、6ページをお願いいたします。一般会計からの繰入金358万3千円、また同額の358万3千円を、歳出の方で一般管理費職員人件費として計上させていただいておりますが、予算計上を当初補正前11名を補正後13名ということで2名増の予算を計上させていただいております関係で額が358万3千円となっております。以上でございます。

松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案6件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認めます。委員会への付託を省略いたします。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松 浦 議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松 浦 議 長

これより議案第78号、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算第2号の件から、議案第83号、平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算第2号の件までの6件を、起立により採決いたします。

本案6件は、先ほど人事院勧告に関連する条例改正案を可決いたしました。この条例改正に対する補正予算でございますので、一括採決いたします。

本案6件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本案6件は原案のとおり可決をされました。

松 浦 議 長

以上をもって本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成17年第1回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さんでございました。

~~~~~

13時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員